

議案第 92 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 29 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 34 条の 7 第 1 項第 2 号ア中「市内」を「県内」に改める。

第 51 条第 2 項、第 71 条第 2 項、第 89 条第 2 項、第 90 条第 2 項
及び第 3 項並びに第 131 条の 3 第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条第 2 項、第 71 条第 2 項、第 89 条第 2 項、第 90 条第 2 項及び第 3 項並びに第 131 条の 3 第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 34 条の 7 第 1 項第 2 号アの規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。